

に対する総理の評価をお聞きしたいのであります。

第二点は、第一点の評価にも関連いたしますが、電気通信事業への新規参入をめぐる問題について総理大臣並びに郵政大臣にお聞きいたしたいと思います。

すばり一言で言えば、新規参入の企業には育成政策をとり、NTTには、先発巨大企業であるという理由のもと、許認可制度を盾に有形無形の規制を加え、いわば原則規制・例外自由というNTTのタイムリーな事業運営の展開を難しくしてゐる現状は、極めて問題があると言わねばなりません。しかも、新規参入の企業は、ドル箱と言われる東京一名古屋一大阪間八千億円市場に限つての参加であります。この地域はいわば完成された田地田畠のようなものであります。水を入れ、種をまきさえすれば実りが約束されている市場であります。この意味で、新規参入企業は基本的施設への投資が不要であるだけに、低廉な料金あるいは値下げも容易にできるのであります。

これに対し、NTTは公共性、公益性、そしてあまねく公平なサービスの確保を至上命題として、利益の有無だけで事業運営をしてはならないと法度で定められ、こうした地域を多く抱えての競争への参加であります。

このように、競争に入る出発の時点で大きなハンドルがあつて、果たして公正競争と言えるであります。しかし、競争に入る出発の時点では棚上げされている現状、第二KDDの調整が失敗しているだけに気になりますが、競争のあり方と需給調整条項の意味、そして受益者負担の性格を持つ料金体系の検討とコスト主義の関係など、事業法制定から二年を経ている経過にかんがみ、検討を要する事項が多くあると思いますが、どのような認識を持っておられるか明確にしていただきたいのであります。

第三点は、NTT株売り払い収入の活用問題を

めぐって、総理並びに大蔵大臣にお尋ねいたしました。

その一つは、本件については、これまで政府及び各党とも「株式売却益の使途」という言葉を使つてまいりました。ところが、今回は「株式売り払い収入の活用」と改めているのであります。この言い直しの理由は那邊にあるのでしょうか。

特に、「使途」という言葉が「活用」に変わった点については、マル優制度廃止を推進するため、この法律を成立させることによつて、NTT株の売却収入をもつて充当せよという我が党初め野党の主張を封殺しようとする意図的なものが隠されていようと思つて思つてならないのですが、いかがで

しょうか。

二つとして、売却益の使途あるいは売り払い収入の活用については、昭和六十年六月、国債整理基金に繰り入れることが決定し、六十一年度から実施され、実質的に二年目に入ったばかりであります。にもかかわらず、早くも今臨時国会でその活用範囲を広める提案がなされていますが、その理由はどこにあるのでしょうか。第一百一から百二

二つとして、売却益の使途あるいは売り払い収入の活用については、昭和六十年六月、国債整理基金に繰り入れることが決定し、六十一年度から実施され、実質的に二年目に入つたばかりであります。にもかかわらず、早くも今臨時国会でその活用範囲を広める提案がなされていますが、その理由はどこにあるのでしょうか。第一百一から百二

国会にかけて、我が党は、電信電話債券の返済に充て、社会福祉の充実に使用すべきだなどの意見を表明してまいりましたが、提案が公共的事業への貸付金として充当されることに限つたことは附帯決議を無視しており、いわゆる使途の決定に当たつては野党の意見を尊重したいという当時の政府の態度表明にも反するものであり、納得できません。

総理並びに大蔵大臣、これだけの上回った売り払い収入を、地方自治体の社会資本の充実のみに充て、国債償還額を、大蔵省が発行している国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算に基づいて算出いたしますと、六十二年度は二兆六千億円必要となつております。つまり、NTTの売り払い収入は予定された国債償還額を六十二年度で二兆二千七百五十億円、三年分まとめては八兆一百五十億円も上回るということになるのです。

そして、国債償還額を、大蔵省が発行している国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算に基づいて算出いたしますと、六十二年度は二兆六千億円必要となつております。つまり、NTTの売り払い収入は予定された国債償還額を六十二年度で二兆二千七百五十億円、三年分まとめては八兆一百五十億円も上回るということになるのです。

大蔵大臣、もしこうした経済の原理をお認めにならぬなら、減税も即ニ需拡大策であり、景気活性化にはね返つて税の自然増収につながるのではありませんか。金利であれ、減税であれ、税といふ形において返つてくることと同じではありませんか。あなたはニューリーダーの一人と自負され、積極財政論者として知られています。この先、その信念どおり積極財政でいくのですか。それとも、中曾根総理が志向してきた緊縮財政でいくのですか。国民の重大な関心事だけに、ぜひ明確な態度を示してほしいのです。

六つとして、総理、あなたは昨年の同日選舉において所得税の減税をぶち上げ、財源についてはいろいろの恩恵を絞る、国有財産もある、NTTや日本航空の株の売却もある、減税財源に増税があることは限らないと演説をしておられます。これは新聞記事の要約ですが、よもや誤報とはおっしゃらないでしょ。それとも、恩恵を絞る一例として挙げただけであり、実施を約束したものではないとおっしゃるのですか。この演説で総理は三百議席を超える大勝利を決定的としたのですから、お答えいかんによつては、国民党は、また公約違反の発言をしているという気持ちになるのではないでしようか。はつきりとした態度を示していただきたいのです。

五つとして、なぜこれだけ確実な見通しがあらざらないからと答えてます。しかば、無利子で貸す金利分はどう理解すべきなのであります。衆議院における論議では、使用できない理由として、将来償還財源にならないからと答えてます。しかば、無利子で貸す金利分はどう理解すべきなのであります。衆議院における論議では、使用できない理由として、将来償還財源にならないからと答えてます。しかば、無利子で

貸す金利分はどう理解すべきなのであります。衆議院における論議では、使用できない理由として、将来償還財源にならないからと答えてます。しかば、無利子で貸す金利分はどう理解すべきなのであります。衆議院における論議では、使用できない理由として、将来償還財源にならないからと答えてます。しかば、無利子で貸す金利分はどう理解すべきなのであります。衆議院における論議では、使用できない理由として、将来償還財源にならないからと答えてます。しかば、無利子で

そして、その返済は、既に六十一年度決算で明らかとなり、二兆四千億円の自然増収があり、この伸び率九・六%は、内需拡大のための六兆円補正から来る景気の浮揚というプラス要素を含めれば、六十二年度にも十分維持されるはずであります。これを単純計算すると四兆七千億円がさらに上積みされ、六十一、六十二年度合計で七兆円にも上る增收が考えられるだけに、売り払い收入から借りたとしても返せるし、我が党初め野党三党が主張する二兆円減税の財源は既に確保されていると言えるのであります。

総理、そして大蔵大臣、これでもあなたはNTT株売り払い払いの活用の範囲を減税にまで広めることに反対なさるのでしょうか。国民は重大な関心を持っています。腹を決めてお答えいただきたいのであります。

最後に、税制改革に対する基本的な受けとめ方についてただしたいのであります。

総理、私は私なりに税制を勉強する過程で、あ

る発見をいたしました。それは、我が国の国語辞典あるいは百科事典によって税及び租税という言葉の意味を求めたところ、何と説明されていると思いませんか。若干のニュアンスの違いがあつても、おおむね、税に對しては年貢ないしは貢ぎ物とあり、租税とは権力によって強制的に取り立てる金銭と書かれているのであります。これは国語学者の誤解なのでありますよ。それとも認識不足によるものでありますよ。総理、この解釈に疑問を感じませんか。

私は、税制改革に當たっては、やはり税とは何ぞやという問題を初め、本質論を交わさなければならぬと思います。国民の理解と納得を前提に、その意識の改革を含めてやる必要があると思ふのですが、いかがでしょうか。そしてまた、各國の税制にはそれぞれの歴史があり、他国の例を当てはめるにしても、單なる人情であつてはならないこと、改革には国民の合意が必要であり、そのためには手順を大事にし、長い時間がかかる

らかなとおり、二兆四千億円の自然増収があり、この伸び率九・六%は、内需拡大のための六兆円補正から来る景気の浮揚というプラス要素を含めれば、六十二年度にも十分維持されるはずであります。これを単純計算すると四兆七千億円がさらに上積みされ、六十一、六十二年度合計で七兆円にも上る增收が考えられるだけに、売り払い收入から借りたとしても返せるし、我が党初め野党三党が主張する二兆円減税の財源は既に確保されていると言えるのであります。

総理、そして大蔵大臣、これでもあなたはNTT

株売り払い払いの活用の範囲を減税にまで広めることに反対なさるのでしょうか。国民は重大な

関心を持っています。腹を決めてお答えいただきたいのであります。

最後に、税制改革に対する基本的な受けとめ方

についてただしたいのであります。

総理、私は私なりに税制を勉強する過程で、あ

る発見をいたしました。それは、我が国の国語辞

典あるいは百科事典によって税及び租税という言

葉の意味を求めていたところ、何と説明されていると思いませんか。若干のニュアンスの違いがあつても、おおむね、税に對しては年貢ないしは貢ぎ物とあり、租税とは権力によって強制的に取り立てる金銭と書かれているのであります。これは国語学者の誤解なのでありますよ。それとも認識不足によるものでありますよ。総理、この解釈に疑問を感じませんか。

私は、税制改革に當たっては、やはり税とは何

ぞやという問題を初め、本質論を交わさなければならぬと思います。国民の理解と納得を前提に、その意識の改革を含めてやる必要があると思ふのですが、いかがでしょうか。そしてまた、各國の税制にはそれぞれの歴史があり、他国の例を当てはめるにしても、單なる人情であつてはならないこと、改革には国民の合意が必要であり、そのためには手順を大事にし、長い時間がかかる

とてもそれを認め、やり通すといった氣概が必要だと思うのであります。この立場に立つとき、なぜ今もってマル優廢止に固執されるのか理解できないのであります。

総理、冷靜に考えてください。マル優を政府の提案どおり廃止したとしても、六十二年度、六十三年度、一体どの程度の財源が確保されるというのでしょうか。二百億、一千億程度の単位ではありませんか。政府が期待する一兆六千億などという財源は十年先の話なのであります。それでも固執されるのでしょうか。

一将功成つて万骨枯るといいますか、総理、あなたは、引退の花道を飾つてもらうために、国民の意見に反した施設をとられてうれしく思つていらっしゃるのでしょうか。総理の賢明さで腹の底の底をこの際明らかにすべきことを強く求め、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣中曾根康弘君

及川議員の御質問に

お答えいたします。

まず最初のソ連の關係の御質問でござりますが、今回、ソ連がとった措置はまことに遺憾であります。これは日ソ友好關係に水を差すものであると考えざるを得ません。このようなことが繰り返されないことの希望すると同時に、日ソの友好關係に悪影響を及ぼさないように強く希望しております。

次第であります。

事件は、東京航空計器株式会社のライト・マネジメント・システムの研究開発資料をソ連のボ

クロフスキイ通商代表部代理が違法に入手し

たということに対し出頭要請を求めたのでござ

りますが、その要請に応じなかつたと、そういうことで今回の処置となつたものでございます。

一方において、我が国の竹島防衛駐在官の行為

は譲報活動であると指摘された由であります。

そのような活動を行つたことは全くなく、事実無根であるという報告を受けたのでございま

いざれにせよ、我が国がとつた措置というものは、対抗措置とか報復措置という性格のものではございません。日ソ關係についてこれ以上の悪影響が出ないように我々としては強く希望し、期待しておるものであります。我が国は、我が国としての主権の範囲内において正当なる行動をとつておるものであると御承知願いたいと思うのであります。

N T T事業の現状認識の問題でござりますが、電気通信制度改革の趣旨は、公社制度をやめて民間的手法の経営形態に変えて効率化、合理化を進めることと労使の自主責任体制を確立する、これが大きな眼目でこのよう改革が実行されたと思うのであります。これに對して新しい事業者との間で競争關係が成立しておりますが、低廉かつ良質なサービスを提供する競争が起きているということは我々が期待しているとおりのことである、好ましい結果であると思ひます。

N T Tは種々の効率化方策を今行つております。

成果を上げておると確信いたしております。

引き続き制度改革の趣旨を踏まえまして、国民の要望にこたえることを強く期待いたしております。

また、N T Tは、今まで法的に独占を保障され

た公社時代に形成した全国的電気通信網を承継し

ている一方、新規参入事業者は全く新たに設備投

資を行つてサービスを提供するという点、また、

N T Tは今まで築いた人的、物的、技術的蓄積を

生かして、両方切磋琢磨を行いつつ、これに耐え

得る十分な態勢にあるものと我々は考えて、さら

にN T Tがその効率を上げることを期待しております。

次に、租税の解釈でございますが、租税は国や

地方公共團体が公共サービスを提供するために必

要な経費について国民に負担を求めるものであ

ります、手数料などのように直接の反対給付を伴うも

のではないので、強制的に取り立てるとも言われ

ておりますが、憲法に定める国民の納稅義務や租

税法律主義の原則に基づき、法律に従い賦課徵收

しているものであります。

いざれにせよ、公共サービスを賄つていくため

の社会共通の費用である租税を、国民が公平感を

持つて納稅することが大事であると考えております。

内において、一時的に収入実績の一部を活用して社会資本の整備の促進を図るということにしたのもあります。

このN T Tの株式というものは、国民共有の大企業でござります。したがつて、この大事な事な財産でござります。したがつて、片っ方では使う。と同時に資産的に残るものにこれは使いたい、そういう考えに立ちまして、社会資本の整備の経費としてこれを充當するという考え方であります。

N T Tの株式売却代金といませんか。政府が期待する一兆六千億などという財源は十年先の話なのであります。それでも固執されるのでしようか。

一将功成つて万骨枯るといいますか、総理、あなたは、引退の花道を飾つてもらうために、国民の意見に反した施設をとられてうれしく思つていらっしゃるのでしょうか。総理の賢明さで腹の底の底をこの際明らかにすべきことを強く求め、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

國債整理基金の円滑な運営に支障の生じない範囲

内において、一時的に収入実績の一部を活用して社会資本の整備の促進を図るということにしたのもあります。

このN T Tの株式とい

うものは、

国民共有の大企

業でござ

ります。

このN T Tの株式とい

うものは、

間にわたる社会経済情勢の大きな変化に即応して、根本的な見直しを行い、また、二十一世紀展望した新しい税制体系を確立して国民の満足感を得ようというが今回の試みであり、今回提出した税制改正法案は、十二回にわたる税制改革協議会等における議論も念頭に置きながら、個人所得課税の負担の軽減合理化、利子課税制度の改組等、内外の社会経済情勢の変化等に即応して、当面急需に実施しなければならない税制改革項目を取りまとめたものであり、今後税制協議会等の動向を見守りながら、税制改革の体系の一環として、とりあえず提出いたしました。国会での御審議を通じ、国民の御理解をいただきために行っておるものでございます。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

「国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手」

○国務大臣(宮澤喜一君) NTTの株式の売却によりまして多額の収入を政府は得つござりますが、これは電電公社並びにNTTの関係者の過去の大変な御努力の成果でありますて、その点につきましては心から敬意を表したいと存じます。

次に、社会資本の整備を図り、あるいは地域の活性化を促すということは、ただいまの国民的な緊要な課題であると考えまして、このNTTの売却収入を一時的にその一部を活用いたしまして、社会資本の整備を図りたいと考えておるものでございます。

これはもとより出し切りになる金ではございませんで、償還をいたしまして、最終的には国債の償還財源に充てると、こういう形を考えました。貸し付けは無利子でございます。そのような意味で活用という言葉を使った次第でございます。

次に、当面償還を必要とする国債の額はどのくらいであるかというお尋ねがございました。

昭和六十二年度におきまして二兆二千億円、六十三年度二兆一千億円、六十四年度二兆三千億円程度。したがいまして、六十二年度から六十四年までの累計は六兆六千億円程度でございます。

そこで、このNTT株式のこれから売却収入、板に二百五十万円で売れたときにどうなるかというお尋ねがございました。それは十四兆六千二百五十億円ではないかという御指摘がございました。

大筋においてそうでございますが、手数料収入を実は控除する必要がございますので、ほぼ十四兆余り、御指摘の数字と大差はございませんが、板に二百五十万円で売れるいたしますとそういう計算になるわけでございます。

ただ、今後の売却につきましては、市場の動向もござりますし、各年度各年度の予算編成過程におきまして、その財政状況あるいは前年度の売却結果等を勘案いたしまして、その処分限度数につきましては、その都度国会の御審議をお願いいたしたいと考えておるところでございます。そのように考えておりますので、NTT株式売却益の用途につきましては、決して政府・与党だけで恣意的にこれを決定するといったようなことは考えておりません。

それから、この収入を減税に使うべきではないかという御指摘につきまして、おっしゃいますよう、減税といふものが国民生活にプラスになるということはもとより、経済成長を促す、あるいは景気刺激効果を生むということは、それは私といえども決して疑うところではございません。その必要を認めないものではございませんが、ただ、先ほど総理も言われましたように、このNTTの売却益は過去の関係者の御努力の、国民の御努力の集積でございますので、できるならば将来の財産形成に資するよう、あるいは負の財産でありますところの国債の償還に充てる、そういうことがいいのではないかというふうに考えました。

また、何年かは続きますが、しょせんは一時的な財源でございますから、恒久制度であります減税の財源としてはいかがなものであろうかということを考えたのでございます。

それから最後に、このたびこういう法案を御審議願つておることについて、これは政府が財政政策を転換したものであるかどうかというお尋ねがございました。

現在、多額の国債を現実に発行しつゝございますから、財政改革の推進の必要は毫も衰えてはおりません。ただ、このたびのこのような措置によりまして、もしこれがございませんでしたら、社会資本の充実あるいは地方の活性化というためには、それだけ建設国債を発行しなければならないであつたろうということとは明らかでございますので、それをこれによって抑制することができた、そういう効果は非常に大きゅうございました。冒頭に申しましたように、過去の関係者の御努力に感謝をいたしておりますのもそのような理由でございますが、現在これだけの国債をなお発行しておりますので、財政改革を放棄したというようなことではございませんので、御理解をいただきたいと存じます。(拍手)

とにかく、NTTにつきましては、法的に独占を保障されましたが、公社時代に形成いたしました有形無形の資産を受け継ぎ、これまで蓄積した実力を最大限に發揮することができますが、一方、新規参入事業者はゼロから出発したばかりで、いわば三十数年前のNTTの姿に近いわけであります。このような違いが両者にあるわけですが、また、関係法制におきましては、新規参入事業者を特別扱いにすることなく、自助努力を前提に新たな電気通信産業分野の形成を期待いたしております。

なお、制度改革後の検討についてのお尋ねがございましたが、ただいま先生お話がありましたが、うに、来月から関東、中部、近畿におきまして三つの新会社の電話サービスが開始されるなど、新会社のサービス提供は緒についたばかりでござります。したがいまして、実施状況の検討を行なうに当たりましては、このような具体的な実態を踏まえつつ分析・検討を行つてまいりたいと存じております。(拍手)

○議長(藤田正明君) 猪熊重二君。

〔猪熊重二君登壇 拍手〕

○猪熊重二君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりましたいわゆる社会資本整備特例二法案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

右質問に先立つて、昨日、ソ連政府が在モスクワ日本大使館員及び商事会社員の二名に自主的国外退去を要求した問題につき伺います。

総理は、今回のソ連の右措置につきどのように考えておられますか。特に、国外退去要求の理由とされたことの事実関係はどうであったのか伺います。

今回の事件の背景には、ココム違反事件への我が国の対応、SDIへの正式参加決定など日本政府に対する不信があると思われますが、総理はこの点につきどのように判断されますか。

今回の事件に対し、日本政府も駐日ソ連通商代表代理の国外退去を求めており、日ソ関係の悪化、相互不信がますます増幅することが懸念されます。今後の日ソ関係への影響、特に国連での日ソ外相会談、ゴルバチヨフ書記長の訪日問題なども含めて政府の見解を明らかにされたいと思います。

さて、公明党は、つとに大型減税の実施とともに公共事業の大幅増額を含む積極財政への転換を主張してまいりました。しかし、中曾根内閣は、財政改革を旗印として縮小均衡策をとり続けてまいりました。その結果、長期にわたる景気の後退、経済の萎縮を招き、これが税収不足の要因となり、公債残高は、中曾根内閣成立前の昭和五十六年度八十二兆円から、本年度末には百五十三兆円へと約二倍に、また、公債の利払い費は一般会計の一〇%から二〇%強へと増加し、このことが財政硬直化の最大の要因となっております。

ほども申し上げましたように、ソ連のボクロフスキーチ商代表部代表代理が東京航空計器株式会社のフライト・マネジメント・システムの研究に関連した資料を違法に入手いたしました。我が国法に触れた方法でありましたので、我が国としては出頭を要請していたところでございますが、これに協力しなかつたということですむを得ず退去を要請した次第なのであります。

また、竹島防衛駐在官の行為につきましては、諜報活動があつた由ですが、報告によればそれは事実無根であると、こう報告を受けておるものであります。

いずれにせよ、今回ソ連がとった処置について甚だ遺憾でありますし、日本友好に水を差すといふふうに考えざるを得ません。この問題が日ソ友好関係に悪影響を及ぼさないよう我々は希望もしておりますし、こういうようなことが繰り返されないように強くまた希望もしておるものであります。SDIその他の関係があるからと、い憶測もありますが、ソ連側の考え方の憶測についてはこれを差し控えたいと思っております。

いづれにせよ、日本としては正當の理由により主権の範囲内の処置としてとった措置であり、それは対抗措置でもなければ報復措置でもないのであります。

この案件が日ソ外相会談その他に影響を及ぼすかどうかという御質問でございますが、私は及ぼすものではないと考えております。

次に、財政運営の基本方針の問題でございますが、政府は、臨調及び行革審の答申の基本線に沿つて財政運営を行つております。したがいまして、行革審の答申にも基づきまして臨時緊急の措置、対応はこれを認められておりますので、来年度の概算要求基準にいたしましても一般行政経費はマイナス一〇%を貰いておりますが、社会資本や公共事業についてはこれを例外としておる、そういう方針をもつて対処しておるところでござります。今回の補正予算もそのような緊急措置の

一環として編成されたものであり、財政改革の基本方針のもとに、NTT株式売却収入を活用するほか、特例公債の増発を回避した、こういうこと

であります。

我が国財政の厳しい状況にかんがみまして、財政の対応力をできるだけ早く回復するため、今後とも財政改革を推進するとともに、経済情勢には適切に対処してまいりたいと考えております。

マル優廃止、一律分離課税の問題でございますが、今回政府が提出した税制改正法案においては、利子所得の発生の大量性、その元本である金融商品の多様性、浮動性といった特異性に配慮いたしまして、簡素、中立、効率といった要請にもこたえるものとして一律分離課税を採用したものであります。

一律分離課税への移行は、むしろ高額所得者に実質的には負担増を求める結果になり、実質的な公平を進めるものであると我々は考えております。

増収額と財源との関係であります。利子課税制度の見直しによる改正増減収額については現在精査中であり、利子課税制度の改正による税収が平年度化して、歳入増加が完全に実現するまでにはかなりの時間を要するものと考えていることは御指摘のとおりです。所得税減税を利子課税制度の改正を恒久財源として行うとの趣旨は、所得税減税と利子課税制度の改正がいずれも恒久的な制度改正として行われ、平年度において比較されるべきものであるという点において考えるべきだと思います。

増収額と財源との関係であります。利子課税制度の見直しによる改正増減収額については現在精査中であり、利子課税制度の改正による税収が平年度化して、歳入増加が完全に実現するまでにはかなりの時間を要するものと考えていることは御指摘のとおりです。所得税減税を利子課税制度の改正を恒久財源として行うとの趣旨は、所得税

式というものは、国民共有の負債の償還があるのであります。

本方針のもとに、NTT株式売却収入の活用による社会資産として残るものに充當したい、そういう方針に基づくものであります。

我が國は、具体的な収入見通しについては、先ほど大蔵大臣も申し上げましたように、いろいろなファクターがありまして困難でございます。

今回の御審議をお願いしている法案により、NTT株式売り払い収入見込みと処分方法でございましたが、具体的な収入見通しについては、先ほど大蔵大臣も申し上げましたように、いろいろなファクターがありまして困難でございます。

TT株式売り払い収入の実績の一部については、国債整理基金の円滑な運営に支障のない範囲内で社会資本の整備の活用に努めると、こういうこととした次第であります。

土地の私権の問題でございますが、土地は生活及び生産を通じる諸活動の共通の基盤となる限りは、それが必要とするという観点から、適当でないと考えた次第なのであります。

減税財源としてこの株式売り払い収入を充てるということにつきましては、やはり恒久的な財源措置を必要とするという観点から、適当でないと考えた次第なのであります。

土地の私権の問題でございますが、土地は生活及び生産を通じる諸活動の共通の基盤となる限りは、それが必要とするという観点から、適正かつ合理的な土地利用の実現を図ることが極めて重要であります。

そのためには、土地の私的保有、処分、利用に対する、公共的な立場から制限及び誘導を行うべきことが有効である場合もあると思われます。

しかしながら、これは国民の財産権に深くかかわる問題であり、土地に対する制限や負担についての議論を深め、諸方策の整備充実を図る必要があると考えます。

先日、新行革審に対しまして、地価等土地対策に関する基本的かつ総合的な改革方策について提案を願いたいと要請申し述べたところ、今後もこの議論を深め、諸方策の整備充実を図る必要があると考えます。

NTT株による国債の上乗せ償還の問題でございますが、上乗せ償還を行つて、国債残高の減少に努めることも考えられますけれども、現下の経済情勢に緊急に対処する必要があるため、最終的に努めることも考えられますけれども、現下の経済情勢に緊急に対処する必要があるため、最終的には国債償還財源に充てる前提で、一時的にNTT株式売却収入の実績の一部を活用し、社会資本の整備の促進を図る、こういう措置をとったものであり、理由は、国民共有の財産であるNTT株式であり、理由は、国民共有の財産であるNTT株式

方針であります。

地方公共団体等から利用要望のないものについでは、有効利用の観点から民間処分としておりま

す。

公有地についても、住民共有の財産であることには、有効利用を図ることが必要と考えます。

次に、今回の利子非課税制度の改正で分離課税の税率が三五%から二〇%に今度なるということは、高額所得者に有利ではないかという御指摘でございました。この点は、実態を考えてみますと、現行では一人当たり九百万円までの非課税枠があるわけでござりますから、標準世帯で申しますと三千六百万円までの枠がある、これは低所得者では利用できない大きな枠でございますので、高額所得者はそういう大きな枠を利用し得るのが現在の制度でございます。仮に三千六百万円といたしますと、それが五分に回りますと百八十万円でございますから、今度は二割の課税になりますが、従来は免税でございますので三十六百万円の追加負担になるはずでございます。しかも、高額所得者はなおそのほかに割引債を購入しておると考えられます。ワリチヨーでございますとか、ワリコーでございますとかいうものは、一六%の分離課税取りつきでございますので、そういうことを考えますと、今回の制度が高額所得者に有利になるとは実際問題としては申しにくい、実質的には公平な税制になるのではないかというふうに考えておるわけでございます。

次に、利子課税がどれだけの歳人になるかといふことについては、すぐに大きな歳入になるまいと言われるのは、これは御指摘のとおりであります。そこで、例えば定期郵便貯金、郵便年金などは、いつ、どの時点で解約されるかといふとの予想が困難でございますし、また、どの時点でもどのくらいの利払い額が出るかといふこともわかりませんので、これから数年間どうい歳入の経緯をたどってまいりますかは、実は必ずしも今から予想がはつきりできませんで、終局的には國、地方両方合わせまして一兆六千億円余りの歳入になるのではないかと予想いたしますけれども、そこに行きますまでに恐らく数年かかるのではないかと考えております。したがいまして、そのようなものはいわば恒久財源とは言えないで

はないかと言われることは、確かにそこへ行きますまでに何年かかるかということは御指掲のとおりでありますけれども、しかし、そこへ行きまとど、いわゆる完全平年度化いたしましたと恒久財源になると、こういうふうに考えておるわけでございます。

それから次に、国債のいわば上乗せ償還、仮に買入れ償還をいたすといったと、現在額面以上しております国債につきまして額面で買い入れるわけにまいりませんので、額面以上で買入れ償還をいたしますとなりますと、それが国庫にとりまして有利かどうかということは、実は必ずしもさよう申せないという場合が多うございまして、したがいまして、買入れ償還ということを現在としてはやつておらないわけでございます。

それからもう一点、いわゆるBタイプの貸し出しへついては、将来その公共事業への補助金を出して償還をするのであるから、その財源はどうなるのか、それはいわば追加支出になるのではないとかというお尋ねであったわけであります。

私どもが考えておりましたのは、仮に毎年十億円

づつある地域に下水道の補助金を出しておる、十

年いたしますと百億円でございますが、その地域

を一体として団地なら団地で一遍に開発してしま

いたいというケースはたくさんございます。その

場合に、百億円一遍に支出することができますれ

ば開発が一度に進むということがござりますか

ら、そういうふうに今回いわば実質的には補助金

の前渡しをいたしまいいたいと考えておるわけ

でございますから、そういう意味で申しますと、

十年後にはよせん百億になるべき支出を一時に

するということござりますので、新しい財政負

担にはならないと、こういうふうに私どもは考え

ております。

それからもう一点、NTTの株式売却の収入に

つきました、先ほどもお答え申し上げました

が、仮に自動的に計算をいたしまして二百五十万

円で売れるといったしますと、手数料を差し引きまして三年分の収入は十四兆三千百億円でございました。これは現実に売れるか売れないかといったような問題がござることはもとより御承知のとおりで、私どもとしては、毎年度、国会の御審議をいただきまして、その都度の売却限度を国会の御審議にかけたいというふうに考えております。しかし、現実にただいままたそうちをしております。

最後に、この財源を減税に使うべきか否かといふ問題、あるいは国有地の売却に関しましては、総理大臣が既にお答えになりましたとして、重複をいたしますので省略をいたします。(拍手)

〔國務大臣葉梨信行君登壇、拍手〕

○國務大臣(葉梨信行君) 本法案の地方財政に及ぼす影響についての御質問でござりますが、NTT資金の活用によります公共事業でございまして、地方団体にとりましては、通常の公共事業と性格は基本的に同じと考えられる次第でございます。

今回の補正予算におきましては、両者を合わせた地方負担が極めて多額となることに対処するため、実は三千五百億円の地方交付税の追加措置を講じた次第でございまして、地方債依存度を大幅に引き下げることなつたということを御理解いただきたいわけでござります。

明年度以降でございますが、NTT資金の活用

によります公共事業量の拡大はしばらくの間、行

われることとなると思われるわけでございまして、

その地方負担につきましては、明年度以降の地方

財政対策において適切に対処する所存でございま

す。

〔議長退席、副議長着席〕

それから、公有地の売却方針でございますが、

公有地は、先生もおっしゃいましたように住民の

共有の財産でございまして、従来から町づくり等

のために有効に活用されているところでございま

す。今後とも公用、公用優先の考え方のもとに

適用させていただき、これらの実施状況を見ま

なお、公有地を処分する際にも、基本的にこのような観点を踏まえて実施することが必要であると考えます。(拍手)

〔國務大臣近藤鉄雄君登壇、拍手〕

○國務大臣(近藤鉄雄君) NTT株式売却収入の活用による無利子貸し付けにつきましては、地域の活性化に資する波及効果の大きい公共事業、すなわち当該事業により生ずる収益をもって費用を支弁することができるもの、または、ある程度の広がりを持つ面的開発等の一環として一體的に緊急整備を要するもの、さらに、民間活力を最大限に活用して内需振興を図るために、地域活性化の円滑かつ効率的な推進に資する民活事業を対象としておりますので、先生御指摘の住宅、下水道等生息関連社会資本の充実も含むものであり、これらはそれぞれ十分な内需拡大効果を持つものと期待をしております。(拍手)

〔國務大臣綿貫民輔君登壇、拍手〕

○國務大臣(綿貫民輔君) 國土利用計画法の適用によって可能な規制区域を設けるかどうかということについてのお尋ねでござりますが、従来から土地の高騰地域であります東京都などともいろいろと相談してまいりました、その中でこの規制区域を設けるかどうかということも真剣に検討してまいりました。

それを受けまして、昨年の四月一日、従来からこの規制区域というのを開発地域を重点に考えておったのでござりますが、既成市街地においてこれを適用できるよう通達を改正させていただいたところでござります。

しかしながら、この規制区域というのはすべて

の土地の売買が許可制になるわけでございまし

て、この私権制限というものが及ぼす経済社会に

対する大きな影響等も十分考慮しなければならぬわけでありまして、さきの国会に成立をさせていただきました国土利用計画法の、監視区域を設

けることができる、この規定をさらに拡充

適用させていただき、これらの実施状況を見ま

たこの国会に短期の転がしに対する超重課税をできるような法律も所得税法の中に入れさせておりますので、これの実施状況等を見まして、なおかつ土地の高騰現象がやまないという場合には、さらに東京都等といろいろと協議をさせていただきたいというふうに考えておる次第でござります。

(拍手) ○副議長(瀬谷英行君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(瀬谷英行君) この際、日程に追加して、日本航空株式会社法を廃止する等の法律案について、提出者の趣旨説明を求めていたと存じますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(瀬谷英行君) 御異議ないと認めます。橋本運輸大臣。

○國務大臣(橋本龍太郎君登壇、拍手)

日本航空株式会社法を廃止する等の法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

日本航空株式会社は、戦後我が国の民間航空が立ちおくれていた中で、我が国が速やかに自主的な国際航空運送事業を開始するため、昭和二十九年に政府の出資を得て設立された特殊法人であります。

以来、同社は、国際線及び国内幹線における定期航空運送事業を経営してまいりましたが、この間、我が国における航空輸送は国際線、国内線とともに著しい発展を遂げ、日本航空株式会社を含めた我が国企業は大きく成長し、その企業基盤も強化されてまいりました。この結果、日本航空株式会社は、今日では世界有数の航空企業となり、特殊法人としての同社の設立目的はおおむね達成されたと見られるに至っております。

こうした状況に対応し、昨年六月、運輸政策審議会から、今後の航空企業の運営体制のあり方にについて、国際線の複数社制及び国内線における競争促進施策の推進を図るとともに速やかに日本航空株式会社の完全民営化を実施すべきであるといふ答申がなされ、また、同月、臨時行政改革推進審議会からも、行政改革の一環として日本航空株式会社の完全民営化について答申がなされたところであります。

政府といたしましては、これらの答申を踏まえ、昨年末、日本航空株式会社について、同社の自立的かつ責任ある経営体制の確立及び航空企業間の競争条件の均等化を図るため、昭和六十二年度において同社を完全民営化するとの閣議決定を行っております。本法律案は、この閣議決定に従って、日本航空株式会社法を廃止いたしますとともに、これに伴い所要の規定を整備するために提出するものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。第一に、日本航空株式会社について、特殊法人としての根拠法であります日本航空株式会社法を廃止することいたしております。

第二に、航空法の一部改正であります。現在、航空法におきましては、外国人等が航空会社の譲り受けの三分の一以上を占めた場合には、その事業免許が失効することとなつております。このため、現在の日本航空株式会社法におきましては、このようないくつかの失効を防止するために外国人等に対する株式の譲渡制限の規定が置かれているところですが、不慮の死を遂げられた方々や遺族の皆様への責任であると考えるものであります。

その後、国内においては重大な民間航空機事故は発生していないものの、今月八月十一日、高知沖上空で五百メートルという至近距離での全日空機と自衛隊機とのニアミス事件が発生したと伝えられております。十六年前に百六十二名の犠牲者を出した零石事故を思い起こすまでもなく、余りにも重大な事件であり、空の安全についての教訓はどうなっているのか、私は言葉に尽くせない怒りを覚えるものであります。

この法律案は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することいたしております。

以上が、日本航空株式会社法を廃止する等の法律案の趣旨であります。(拍手)

○副議長(瀬谷英行君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。

梶原敬義君。

〔梶原敬義君登壇、拍手〕

○梶原敬義君 私は、日本社会党・護憲共同代表として、ただいま議題となりました日本航空株式会社法を廃止する等の法律案につきまして質問をいたします。

二年前の八月十二日は、日航一二三便が群馬県上野村山中に墜落、大破炎上し、乗員乗客五百二十名の死亡事故を起こした、思わず、忘れてはならない日であります。

先般、航空事故調査委員会の最終報告書が提出され、事故の再発防止のための勧告が示されました、事故の刑事責任を追及している群馬県警によつて日本航空の立入捜査が進められているところであります。我々は、こうした事故がなぜ発生したのか、隔壁修理ミスがなぜ発生したのか、五百二十名のとうとい生命の生死を分けた原因が何であるのか、徹底究明して再発防止に努めることによって日本航空の立入捜査が進められているところであります。

そこで、私は、こうした事故がなぜ発生したのか、隔壁修理ミスがなぜ発生したのか、五

の情報を全日空側に伝えていなかつた公算が大きいと報じられています。防衛庁長官、事実はどうなのか、お尋ねいたします。

運輸省、防衛庁はニアミスについての食い違いがあるようありますが、実際はどうであったのか、国民が納得できるような説明を両大臣にお尋ねをいたします。あわせて、事実関係の究明と責任の所在を明らかにさせていただきたいのであります。

また、米国では、去る十七日に百五十余名の死者を出す墜落事故を起こしましたばかりであります。

本論に返りますが、政府は本法律案により、半官半民の経営体制で運営してきた日本航空を完全民営化させ、同時に、日本航空を国際線と国内幹線に限定した航空憲法四五、四七体制を打破し、航空企業間の競争を促進させようとしているのです。

また、米国では、去る十七日に百五十余名の死者を出す墜落事故を起こしましたばかりであります。

本論に返りますが、政府は本法律案により、半官半民の経営体制で運営してきた日本航空を完全民営化させ、同時に、日本航空を国際線と国内幹線に限定した航空憲法四五、四七体制を打破し、航空企業間の競争を促進させようとしているのです。

しかししながら、こうした完全民営化と民営化させ、同時に、日本航空を国際線と国内幹線に限定した航空憲法四五、四七体制を打破し、航空企業間の競争を促進させようとしているのです。

しかししながら、こうした完全民営化と民営化させ、同時に、日本航空を国際線と国内幹線に限定した航空憲法四五、四七体制を打破し、航空企業間の競争を促進させようとしているのです。

しかししながら、こうした完全民営化と民営化させ、同時に、日本航空を国際線と国内幹線に限定した航空憲法四五、四七体制を打破し、航空企業間の競争を促進させようとしているのです。

しかししながら、こうした完全民営化と民営化させ、同時に、日本航空を国際線と国内幹線に限定した航空憲法四五、四七体制を打破し、航空企業間の競争を促進させようとしているのです。

○梶原敬義君 私は、日本社会党・護憲共同代表として、ただいま議題となりました日本航空株式会社法を廃止する等の法律案につきまして質問をいたします。

昨日の夕刊によると、千歳上空のニアミスについて、航空管制が、三機編隊で飛行していた自衛隊側

中曾根総理は、単に行財政改革の一環としてこの日本航空の完全民営化をしやにむに進めようとしていますが、航空事業の最も大切な安全性の確保をどのように考えておられるのですか。日本航空完全民営化の基本姿勢並びに安全性の確保につき所見を最初に求めておきたいであります。

さて、本法律案の内容について具体的に質問をいたします。

質問の第一は、日本航空を完全民営化する意義についてであります。

日本航空の收支は、五十七年度以降では、九年度を除きいずれの年度も赤字を発生させ、無配に陥っています。また、旅客輸送量も日航機墜落事故の後遺症が遠のいたとはい、十分な回復を示すまでに至っておらず、このようなときには完全民営化を急ぐのか全く理解できません。航空憲法と言われた四五、四七体制が抜本的に改められ、国内線のダブル化、トリプル化等の競争促進や国際線の複数社制、また外国の巨大航空企業との競争も一層激化する中で、日本航空が完全民営化してやつていいける見通しがあるのか、今なぜ現行経営体制のもとでの改革でやれないのか、その理由について運輸大臣から国民にわかりやすく説明を求めるのであります。

質問の第二は、日本航空の完全民営化を前提とした六十二年度から六十五年度までの中期計画と乗員問題についてであります。

中期計画では、経営強化施策により、計画最終年度に三百八十億円の経常収益を上げ得ることを見込んでおりますが、同時に、収益については目標を大きく下回ることが懸念され、この達成には容易ならざるものがあると特記されており、極めて不透明かつあいまいな計画となっているのであります。果たしてその実現性はあるのか、運輸大臣にお伺いします。

加えて、安全性と密接に関連するボーリング

747—400型機の二人乗務の是非について検討している乗員編成会議の答申は、両論併記で結論が出なかつたとされています。中期計画は二人乗務を前提に計画されているようですが、安全性を重視するなら当然三人乗務体制での計画に改め、本院の審議に対応した計画を再提出すべきと考えるものであります。あわせて御答弁をお願いいたします。

質問の第三は、航空労働者に対する異常な労務政策並びに合理化政策についてであります。

一つの企業に六つの労働組合が存在し、法に定められた安全委員会や衛生委員会が事実上機能

しない異常な状況が続いている、政府の指導責任を免れることはできません。運輸大臣の御答弁をお願いいたします。

さきにも指摘しましたとおり、ボーイング747—400型機の二人乗りについては、日本航空は秋には役員会で見切り発車を決定するとの報道もされており、我が党としては看過できません。運輸大臣、日本航空に対し、安全のための十分な人員を配置した経営姿勢を貫くよう指導すべきではないですか、御答弁をお願いいたします。

また、完全民営化で日本航空の資金調達が政府

保証金で行えなくなり、やがて利払い費の負担が

急増し、この面から日本航空の財務を今以上に圧迫することは避けられないと考えられます。そし

て、その引きかえに人員の合理化や修理費等の経

費の節減に重心がかかり、安全と国民へのサービ

スが損なわれるのです。日本航空を今日の

むちやくちやな状況に陥らせたのは日航の経営者

と政府の介在であり、その責任を放置し、国民と

労働者側に責任を押しつけることは許せません。

そこでお伺いしますが、今後完全民営化に向

て現在混乱しておる社内の体制を一体化するため

にどのように努力するつもりですか。また、労務

政策の公平化、労使関係の正常化をどう指導して

いくつもりが明らかに願いたいと存じますが、運

輸大臣にお伺いします。

質問の第四は、航空運賃政策についてであります。

質問の第五は、さきにも指摘した航空の安全対策についてであります。

日航機墜落事故の事故調査委員会の勧告に対

し、運輸省は修理ミス防止策として、製造工場外

での大規模修理では必ずメーカーの技術支援を得

る、修理を下請に出しても発注側が重要検査工程

や最終工程に立ち会うなどの回答をしておりま

す。当然このことは修理検査体制の改革、人員補

強が必要となってくるはずであります。かかる

に、日本航空は完全民営化に当たり、六十五年度

までの間に地上職員九百人を削減すると既に発表

しております。航空機の修理検査体制の強化に逆行するような動きを示しております。

安全の確保は、実際にこれを行いう人間が十分対

応できなくては効果はないのです。さきの

日航機墜落事故も修理検査体制に十分の人手と時

間が注がれておれば未然に防止することができた

のではないか。政府は衆議院の答弁で、

検査は航空法にのっとり適正に行われていたとし

ていますが、完全民営化に当たり、今後修理検査

体制の強化を運輸大臣は具体的にどう図っていく

所存か、お伺いをいたします。

質問の第六は、日航の株式売却方法並びにその

売却益の使途についてであります。

国を持ち株四千八百万株をいつ、どのように処

分しようとするのか、そしてまた、売却益をどの

ようによおうとしているのか、大蔵大臣並びに運

輸大臣にお伺いをいたします。

最後に、私は、日本航空の完全民営化について

経営者が経営のしがいがあるよう、また勤労

者が働きがいのある会社になるよう、そういう

ようなことを目指しまして、より一層の効率化、

それからサービスの充実、低廉化、そういうこと

を目指しまして完全民営化を図る考えなのでござ

ります。國營ならば安全で民営ならば不安である

ということは当たらないと私は思います。それは

官報(号外)

の航空権益の総合的均衡を目指しまして努力してまいりたいと思っております。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

○國務大臣(橋本龍太郎君) まず第一点として、高知沖及び千歳上空におけるニアミスの事実関係につきまして御報告を申し上げます。

機長の報告によりますと、八月十一日の高知沖における異常接近は、全日空三五便鹿児島発名古屋行きが、レーダー管制下において高度二万九千フィートで飛行中、串本の西南西約百八十キロメートル付近において海上自衛隊U-36 A訓練支援機と接近したというものです。

一方、八月十九日の千歳上空の異常接近は、全日空三三九便新潟発千歳行きが、千歳のレーダー管制下において高度一万二千フィートで飛行中、千歳の東約二十五キロメートル付近において航空自衛隊F-15 戦闘機と接近したというものであります。

これらの事例は、目下事実関係の調査に入つておりまして、調査結果はできるだけ早く発表できようだいたしたいと考えております。次に、日本航空の完全民営化の理由いかんといふお尋ねであります。日本航空は、戦後我が国が速やかに自主的な国際航空運送事業を開始するため特殊法人として設立されたものであります。この結果、国際線、国内線とともに競争の促進が可能となり、それによって利用者利便の向上を図ることが適当であると考えられ、そのためにも企業間の競争条件の均等化を急ぐ必要があると考えられるに至っております。

また、とかく親方日の丸意識などが批判されております日本航空の体質改善のためには、完全民営化により自主的かつ責任ある経営体制を確立することが適切であると考えられまして、これらに

より経営の効率化、サービスの向上等を私どもは期待をいたしております。

また、中期計画は、日本航空が企業として独自に完全民営化に対応した企業運営の目標として定めたものであります。増収と経費削減に努め、安定的な配当を継続し得る企業基盤の確立を目指したものであります。

本計画は、日航としての基本的な目標を掲げたものであります。その達成につきましては、今後の具体的な経営施策を待つ必要がある部分も多いた考えられます。最大限の努力によつてこの目標が達成されることを期待いたします。

今後、日本航空が安全運航を確保しながら、全く競争状況の中での確実に事業を遂行していくためには、労使双方が信頼関係に基づく健全な労使関係をつくり上げていくことが必要であると考ええております。

また、ボーリング747-400型機は、ボーリング社が機長及び副操縦士の二名で運航できるよう設計開発中の航空機であり、日本航空では現在、乗員編成会議の答申を受け、さらに新機材導入検討委員会を設けて慎重に検討した上で結論を出す予定であります。

運輸省としては、日本航空が同型機の導入を決定いたしました場合には、製造国政府の厳しい安全性審査に合格することを前提として、耐空証明の機会において、二名乗員による安全性についての慎重な検討をいたしてまいりたいと考えております。

また、日本航空の職場における安全衛生委員会につきお尋ねがございました。御指摘のように、労働安全衛生法に基づいて安全部会委員会が設置をされており、日本航空乗員組合など一部の組合が参加いたしておりません。これにつきましては、会社側からは、從来から関係の組合に対して安全衛生委員会への参加を呼びかけておると聞いておりますが、組合の方から委員の推薦が行われていないと聞いており

ます。運輸省としては、この事態が労使の努力により改善されることを期待しております。

また、個別の労使問題に私どもは介入する立場にはございませんけれども、航空輸送事業という非常に公共性の高い事業を監督している立場から、日本航空の労使関係に深い関心を有しております。

殊に、日本航空が今後完全民営化を控え、厳しい競争状況の中で的確に事業を遂行していくためには、労使双方が信頼関係に基づく健全な労使関係をつくり上げていくことが必要であると考えております。

組合の数につきましては、一企業一組合が望ましいと思いますが、これはまさに労使間の問題であり、あるいは労働組合間の問題であると申し上げてもよろしいかと存じます。

また、近年の円高傾向に伴い、国際航空運賃に於ける外貨建の航空運賃を円に換算した場合、日本発運賃よりも安くなっているといふいわゆる方向別格差の問題を生じております。この現象は、変動相場制のもとではある程度不可避免のものでありますけれども、長期にわたって相当な格差が続く場合には、航空会社の経営状況も勘案しながら、漸次この縮小のための措置を講じておきます。

昨年度は、太平洋線、歐州線、豪州線につき日本発の運賃を引き下げ、外国発の運賃を引き上げる措置をとりました。また、本年の七月には、太平洋線につきまして、日本発を七・四%引き上げをすると同時に、アメリカ発運賃を五%引き上げるといった措置を実施したこととあります。

また、日本航空の職場における安全衛生委員会につきお尋ねがございました。御指摘のように、労働安全衛生法に基づいて日本航空乗員組合など一部の組合が参加いたしております。また、国際路線を運営いたします航空企業におきましては、確かに外貨建ての収入と外貨建ての経費というものがございますが、この比率がほぼ等しくなっておりますために、円高そのものに

よる直接の差益はほとんど発生をいたしておりません。しかし、原油の価格低下等に伴つて、燃料費についてはかなりの費用削減を見ております。

そこで、私どもは、こうした点に着目をしながら、各種割引運賃の拡充でありますとか、国際航空運賃の引き下げ等の措置を講じてまいつております。ただ、航空企業の経営状態そのものは、議員の御質問の中にも一部ございましたように、五十七年以降運賃の設定が行われておりますが、これもあり、厳しいものがあることは御理解をいただきたいと存じます。

また、国内航空運賃の南北格差につきましては、北海道方面は需要量が一般に少ないと、また季節波動が大きいことから他方面に比べて割高になることはやむを得ない面もありますが、これに加えて、運賃設定後におきまして飛行ルートが短縮され、割高感を増幅しておる面があることは否定できません。今後の運賃改定に際しましては、このような点も考慮して対処してまいりたいと考えておりますが、本件につきましては、航空運賃問題懇談会において、現在意見の取りまとめをお願いいたしております。この御意見等も踏まえて適切に対処してまいりたいと考えております。

また、一昨年八月の日本航空一二三便の事故発生以来、運輸省といたしましては、日本航空に対して業務改善勧告を行い、点検整備の強化、整備要員の増員など整備体制の充実強化を指導いたしましたと共に、航空事故調査委員会の勧告を踏まえて、大規模な構造修理を行なう場合の管理体制に係る指針等を定め、航空運送事業者を指導してまいりました。

日本航空におきましては、これらを受け、整備要員を事故後大幅に増員するなど整備体制の強化を図つておるところであります。運輸省としては、今後も整備作業の質及び量に対応した整備体制が十分確保されるよう指導監督してまいりたいと考えております。

運輸省自身につきましても、昭和六十一年度から航空局に整備審査官を置き、航空会社の整備基金について一層きめ細かい指導監督を実施いたしました。

また、日本航空の政府所有株式の放出の方法等につきましては、大蔵省において、国会の御審議を踏まえながら、国有財産中央審議会の議を経て検討されるものと聞いておりますが、運輸省としては、運輸政策審議会の答申にもありますように、この放出に当たりましては、今後の日本航空の円滑な事業活動の維持にも十分配慮する必要があると考えております。

なお、売却益につきましては、財政当局に空港整備財源として用いるよう要望いたしてまいりました結果、本年度予算におきまして、売却益の一部を活用し、六百二十二億円が産業投資特別会計から関西国際空港株式会社に対して出資されることになっております。

以上、答弁を申し上げます。(拍手)
〔国務大臣栗原祐幸君登壇、拍手〕

○國務大臣(栗原祐幸君) 御指摘の二件のいわゆるニアミス事件につきましては、今運輸大臣から、その事実関係について運輸省において調査を行つておるというお話をございました。防衛庁としても、これに積極的に協力をいたしまして、早急に事案の解明に努めてまいりたいと考えております。

それから千歳のニアミスに関する自衛隊側の管制所の対応についてでありますと、管制官が全日空機に対して、出発機がある旨は伝えたものの、それがF15型機の三機編隊であることまでは連絡していなかつたという事実であります。そのため、報告によれば、これら自衛隊機と全日空機とが十分安全な距離を保てるような指示をしていました。

なお、自衛隊の管制は、運輸省のそれと同様の基準により実施されているところであります。また、ニアミス発生の責任についてでありますとのことあります。

が、一般的に言って、いわゆるニアミスの要因としては、管制ミス、それから管制指示に対する違反、他の航空機に対する見張りの不十分、回避操作の不適切などが考えられます。

防衛庁といたしましては、航空交通全体から見た制度的な問題についてお答えする立場にはございませんが、現在の枠組みの中でニアミスを防止することは十分可能であり、また、そのための努力を今後とも続けてまいりたいと考えております。(拍手)

まず、委員長の報告を求めます。環境特別委員長山東昭子君。

うとともに、水俣病患者が一人でも見落とされることのないよう、全員が正しく救われるような精神にのっとって認定審査を行うこと。
三、水俣病問題の重要性にかんがみ、住民の健康の状態、水質の汚濁の状態等について、速やかに総合的な調査を実施するとともに、地域の実情に応じ、健康被害の予防を目的としたサービスバランス体制を確立する等の適切な水俣病対策を講ずること。
右決議する。

ます、委員長の報告を求めます。環境特別委員長山東昭子君。

環境特別委員長 山東 昭子
参議院議長 藤田 正明殿

一、委員会の決定の理由

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の施行状況にかんがみ、環境庁長官に対して水俣病に係る認定の申請をすることができる期限を

右の本院提出案をここに送付する。

參議院議長 藤田 正明殿 衆議院議長 原 健三郎

を昭和六十五年九月二十日まで延長するとともに、新たに、同法の適用対象に昭和五十四年八月三十一日以前に公害健康被害償償法による水俣病に係る認定の申請をしていた者で、認定に関する処分を受けていないもの及びその遺族等を加えようと/orするものであつて、概ね妥当な措置と認めらる。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律
昭和五十三年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

なお、別紙の附帯決議を行つた。
一、費用
本法施行に要する経費は、平年度約七百万円の見込みである。

「『認定法』という」の下に「又は公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第二百十一号。以下「補償法」といふ。）を加え、「認定の申請」を「認定等の申請」に、「認定に関する処分」を「認定等に関する処分」と改める。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について
附帯決議

る。同条第一項から第三項までを次のように改め

て適切な措置を講すべきである。

一、法の救済の精神を尊重して、患者との信頼回復に努めるとともに、昭和五十一年十二月の熊本地裁の確定判決の趣旨を踏まえ、認定業務の不作為違法状態を速やかに解消すること。

二、水俣病の判断条件については一層の検討を行

旧教済法又は補償法による水俣病に係る認定等の申請は、決定の申請（以下「認定等の申請」といふ。）をした者で次の各号に掲げるものは、環境庁長官に対し、当該認定等の申請が、旧教済法によるものである場合にあつては当該認定等の申請に係る水俣病が旧教済法第二条第一項の規定により定められた指定地域に係る水質の汚濁の

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年ビル・工場等に設置される自家用電気工作物において、工事段階の不備に起因する事故が多発している現状にかんがみ、自家用電気工作物の工事段階での保安を強化し、事故を未然に防止するため、一般家庭に設置される一般用電気工作物と同様に、自家用電気工作物についても、その工事を電気工事士等に義務付けるとともに、所要の規定の整備を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用特に費用を要しない。

電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十二年七月三十日

衆議院議長 原 健二郎

参議院議長 藤田 正明殿

電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律

(電気工事士法の一部改正)

第一条 電気工事士法(昭和三十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

「又は自家用電気工作物」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 この法律において「自家用電気工作物」とは、電気事業法第六十六条规定する自家用電気工作物(発電所、変電所、最大電力五百キロワット以上の需要設備(電気を使用するため、その使用の場所と同一の構内(発電所又は変電所の構内を除く。)に設置する電気工作物(同法第二条第七項に規定する電気工作物をいう。)の総合体をいう。)その他

の通商産業省令で定めるものを除く。)をい

う。

第二条に次の二項を加える。

4 この法律において「電気工事士」とは、次条第一項に規定する第一種電気工事士及び同条第二項に規定する第二種電気工事士をいう。

第三条の見出しを「電気工事士等」と改め、同条中「電気工事士免状」を「第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状」に、「電気工事士」を「第二種電気工事士」に改め、同項第一号中「電気工事士試験」を「第一種電気工事士試験」に改め、同項を同条第二項として、同条に第一項として次の二項を加える。

5 第二種電気工事士試験に合格し、かつ、当該する者に対しては、特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証の交付を行わないことができる。

6 通商産業大臣は、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者がこの法律又は電気用品取締法第二十八条第一項の規定に違反したとき、その特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証の返納を命ずることができる。

7 特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証の交付、再交付、書換え及び返納に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

3 第一種電気工事士免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。

一 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、当該する者でなければ、その交付を受けることができない。

二 通商産業省令で定めるところにより、前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者

3 自家用電気工作物に係る電気工事のうち通商産業省令で定める特殊なもの(以下「特殊電気工事」という。)については、当該特殊電気工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者(以下「特種電気工事資格者」という。)でなければ、その作業(自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、通商産業省令で定めるものを除く。)に從事してはならない。

3 第三条に次の二項を加える。

一 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、当該する者でなければ、その交付を受けることができない。

二 通商産業省令で定めるところにより、前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者

3 自家用電気工作物に係る電気工事のうち通商産業省令で定める特殊なもの(以下「特殊電気工事」という。)については、当該特殊電気工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者(以下「特種電気工事資格者」という。)でなければ、その作業(自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、通商産業省令で定めるものを除く。)に從事してはならない。

4 自家用電気工作物に係る電気工事のうち通商産業省令で定める簡易なもの(以下「簡易電気工事」という。)については、第一項の規定によつて、認定電気工事従事者認定証の交付は、特殊電気工事の種類ごとに行うものとする。

5 特種電気工事資格者認定証は、通商産業省令で定めるところにより、当該特種電気工事資格者認定証に係る特殊電気工事について必要な知識及び技能を有していると通商産業大臣が認定した者でなければ、その交付を受け

第四条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項中「行なわない」を「行わない」に改め、同項第一号中「返納」の下に「又は次

い」と改め、同項第一号中「返納」の下に「又は次

条第六項の規定による特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証の返納」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中

「電気工事士免状」を「第二種電気工事士免状」に改め、同項第一号中「電気工事士試験」を「第二種電気工事士試験」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 第一種電気工事士免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。

一 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、当該する者でなければ、その交付を受けることができない。

二 通商産業省令で定めるところにより、前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者

3 第一条に第一項として次の二項を加える。

一 第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状とする。

二 第四条の次に次の二條を加える。

(特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証)

4 自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業(以下「認定電気工事従事者認定証」)は、通商産業大臣が認定する者に交付する。

5 特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証は、通商産業省令で定めるところにより、当該講習を受けた日以降

自家用電気工作物の保安に関する講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降についても、同様とする。

6 第五条の見出し中「電気工事士」を「電気工事士等」に改め、同条第一項中「電気工事士」の下に「特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者」を加え、「電気工事の」を「一般用電気工作物に係る電気工事の」に改め、「電気事業法」を「電気工事の」に改め、「技術基準に」の下に「自家用電気工作物に係る電気工事の作業(第三条第一項及び第三項の通商産業省令で定める作業を除く。)に從事するときは同法第七十四条第二項に

ることができない。

4 認定電気工事従事者認定証は、通商産業省令で定めるところにより、簡易電気工事について必要な知識及び技能を有していると通商

産業大臣が認定した者でなければ、その交付

を受けることができない。

5 通商産業大臣は、前条第五項各号の一に該

当する者に対しては、特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証の交付を行わないとができる。

6 通商産業大臣は、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者がこの法律又は電気用品取締法第二十八条第一項の規定に違反したとき、その特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証の返納を命ずることができる。

7 特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証の交付、再交付、書換え及び返納に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(第一種電気工事士の講習)

第四条の三 第一種電気工事士は、通商産業省令で定めるやむを得ない事由がある場合を除き、第一種電気工事士免状の交付を受けた日から五年以内に、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の指定する者が行う

自家用電気工作物の保安に関する講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降

についても、同様とする。

第五条の見出し中「電気工事士」を「電気工事士等」に改め、同条第一項中「電気工事士」の下に「特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者」を加え、「電気工事の」を「一般用電気工作物に係る電気工事の」に改め、「電気事業法」を「電気工事の」に改め、「技術基準に」の下に「自家用電気工作物に係る電気工事の作業(第三条第一項及び第三項の通商産業省令で定める作業を除く。)に從事するときは同法第七十四条第二項に

昭和六十二年八月二十一日 参議院会議録第六号

電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律

において準用する同法第四十八条第一項の通商産業省令で定める技術基準に」を加え、同条第二項中「電気工事士は」を「電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者は」に、「電気工事の」を「前項の電気工事の」に改め、「電気工事士免状」の下に「特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証」を加える。

第六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「電気工事士試験は」を「第一種電気工事士試験は」に改め、自家用電気工作物の保安に関して必要な知識及び技能について、第二種電気工事士試験はに改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

電気工事士試験の種類は、第一種電気工事士試験及び第二種電気工事士試験とする。

第八条中「電気工事士」の下に「特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者を」、「第三十四条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第九条第一項中「電気工事士」の下に「特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者」を加える。

第十一条第一項中「電気工事士免状」の下に「特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証」を加え、同条第二項中「通商産業大臣が行う電気工事士試験を受けようとする者」の下に「又は特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証」を加え、同条第三項を加える。

第十二条第一項中「登録申立」を「不服申立て」に改め、同条第一項中「第四条第四項」を「第四条第六項」に改め、「処分」の下に「又は第四条の二第六項の規定による通商産業大臣の処分」を加え、「審査請求が」を「審査請求又は異議申立てが」に改め、「審査請求人」の下に「又は異議申立人」を加え、「行なわなければならない」を「行わなければならぬ」に改め、同条第三項中

「審査請求人」の下に「又は異議申立人」を加え、同条の次に次の二項を加える。

(権限の委任)

第十二条の二 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長に行わせることができる。

第十四条中「第三条」を「第三条第一項、第二項又は第三項」に改める。

第十六条第一号中「第四条第四項」を「第四条第六項」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 正当な理由なく、第四条の二第六項の規定による命令に違反して特種電気工事資格者認定証を返納しなかつた者

者認定証又は認定電気工事従事者認定証を

第十二条に次の二項を加える。

二 正当な理由なく、第四条の二第六項の規定による命令に違反して特種電気工事資格者認定証を

第十二条に規定する一般用電気工作物を、「自家用電気工作物」とは同

じの法律において「一般用電気工作物」とは同

は第三項の登録を受けた者」を「登録電気工事業者及び通知電気工事業者」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 この法律において「第一種電気工事士」とは電気工事士法第三条第一項に規定する第一種電気工事士を、「第二種電気工事士」とは同条第二項に規定する第二種電気工事士をいう。

5 この法律において「一般用電気工作物」とは同条第二項に規定する自家用電気工作物を、「自家用電気工作物を、「自家用電気工作物」とは同条第二項に規定する自家用電気工作物をいいう。

6 この法律において「登録電気工事業者」を「登録電気工事業者登録簿」に改め、同条中「電気工事業者登録簿」を「登録電気工事業者登録簿」に改める。

7 第十七条の二 自家用電気工事業者に係る電気工事業を営もうとする者は、通商産業省令で定めるところにより、その事業を開始しようとする日の十日前までに、二以上の都道府県の区域内に営業所を設置してその事業を営もうとするときは通商産業大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営もうとするときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

8 通商産業大臣に前項の規定による通知をした通知電気工事業者は、その通知をした後一日の都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなつて引き続き電気工事業を営もうとする場合において都道府県知事に同項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

9 都道府県知事に第一項の規定による通知をした通知電気工事業者は、その通知をした後次の各号の一に該当して引き続き電気工事業を営もうとする場合において通商産業大臣又は都道府県知事に同項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

10 都道府県知事に第一項の規定による通知をした通知電気工事業者は、その通知をした後一二以上の都道府県の区域内に営業所を有することとなつたとき。

事業者」を「登録電気工事業者」に改める。

第十六条の見出し中「登録電気工事業者登録簿」に改め、同条中「電気工事業者登録簿」を「登録電気工事業者登録簿」に改める。

第十二条第一項第一号中「第三条」を「第三条第一項、第二項若しくは第三項」に改め、同項第一項、第二項若しくは第三項」を加える。

第八条から第十一条までの規定中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に改める。

第十二条中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に、「よ」と「汚し」に改める。

第十三条から第十五条までの規定中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に改める。

4
第十四条第一項の規定は第一項の規定による
通知に係る事項に変更があつた場合に、第十一条
の規定は通知電気工事業者が電気工事業
を廃止した場合に準用する。この場合において
て、第十一条第一項及び第十二条中「その登録簿
をした」とあるのは「第十七条の二第一項の規定
による通知をした」と、「届け出なければならな
らない」とあるのは「通知しなければならな
い」と読み替えるものとする。

(事業開始の延期等の勧告)

第十七条の三 通商産業大臣又は都道府県知事
は、前条第一項の規定による通知があつた場合において、当該通知をした者が第六条第一項第一号から第五号までの一に該当する者であつて、その業務の適正な実施が確保されないとそれが明らかであると認めるときは、その者に対し、その事業を開始しようとする日の前日までに限り、事業の開始の延期その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第十八条第一項中「電気工事業者登録簿」を「登録電
気工事業者登録簿」と改め、「様式」の下に「第十九
条の二第一項の規定による通知の手続」を、「その他登録簿」の下に「又は同項の規定による通知」を加える。

第十九条第一項中「電気工事業者」を「登録電
気工事業者」に、「営業所」を「一般用電気工工作業
に係る電気工事(以下「一般用電気工事」とい
う)の業務を行う営業所(以下この条において
「特定営業所」という。)に、「その業務に係る電
気工事」を「当該業務に係る一般用電気工事」に
改め、「管理させるため」の下に「第一種電気工
事士又は」を加え、「電気工事士免状」を「第二種
電気工事士免状」に、「電気工事士であつて」を
「(第二種電気工事士であつて)に」に改め、同条第二

項中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」と改め、「役員」が「第一種電気工事士又は工事免状」と「第二種電気工事士」に改め、「電気工事士である」を「第二種電気工事士である」と改め、同条第三項中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

4 電気工事業者は、第一項の規定にかかるわざ、認定電気工事従事者（電気工事士法第三条第四項に規定する認定電気工事従事者をいう。）を簡易電気工事（同項に規定する簡易電気工事をいう。）の作業に従事させることができることの制限】に改め、同条中「電気工事を」の下に「当該電気工事に係る電気工事業を営む。」を加える。

一 第六条第一項第一号、第三号又は第五号の規定に該当することとなつたとき。

二 第十七条の二第四項において準用する第十条第一項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

三 第二十一条第一項若しくは第三項又は第二十二条の規定に違反したとき。

四 前条第一項又は第二項の規定による命令

第二十一条の見出し中「電気工事士」を「電気工事士等」に改め、同条中「電気工事業者」を「電気工事業者等」に改め、同条中「電気工事士」を「第一種電気工事士」又は「第二種電気工事士」に、「電気工事の」を「一般用電気工事の」に、「第三条」を「第三条第一項」に改め、「以下同じ。」を削り、同条を同条第二項として、同条に第一項として次の二項を加える。

録電気工事業者又はこれらに第十七条の二第一項の規定による通知をした通知電気工事業者が、「当該電気工事業者」を「当該登録電気工事業者又は通知電気工事業者」に改め、同条第三項中「電気工事業者であつて」を「登録電気工事業者又は他の都道府県知事に第十七条の二第一項の規定による通知をした通知電気工事業者であつて」に、「行なう」を「行う」に、「当該電気工事業者」を「当該登録電気工事業者又は通知電気工事業者」に改め、同条第三項中「電気工事業者の登録をした」を「登録電気工事業者の登録をした」又は当該通知電気工事業者に係る第十七条の二第一項の規定による通知を受けた」に改め。

第二十九条第一項中「受けた者」の下に「及び通商産業大臣に第十七条の二第一項の規定による通知をした者」を加える。

第三十条第一項中「第二二十八条第一項」の下に「又は第一項」を加え、「行なわなければならぬい」を「行わなければならない」に改める。

第三十二条第一項第五号及び第六号中「電気工事業者登録簿」を「登録電気工事業者登録簿」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に、「電気工事業者登録簿」を「登録電気工事業者登録簿」に改める。

第三十三条中「電気工事業者」を「登録電気工事業者又はこれらに第十七条の二第一項の規定による通知をした通知電気工事業者」に改め

電気工事業者は、その業務に関して、第一種電気工事士でない者を自家用電気工事（特殊電気工事（電気工事士法第三条第三項に規定する特殊電気工事）を除く。）の作業（同条第一項の通商産業省令で定める作業を除く。）に従事させてはならない。

第二十一条に次の二項を加える。

3 電気工事業者は、その業務に関して、特種電気工事資格者（電気工事士法第三条第三項に規定する特種電気工事資格者）でない者を当該特殊電気工事の作業（同項の通商産業省令で定める作業を除く。）に従事させてはならない。

第二十八条第一項中「電気工事業者」を登録業者に改め、同項第三号中「第二十二項」を「第二十一項」に改め、同条第三項中「電気工事業者」を登録電気工事業者又は通知電気工事業者に、「等」を「第一項又は第二項の規定により」に改め、同項を同条第四項として、同条第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項として、同条第一項の次に次の二項を加えることとする。

二 通商産業大臣又は都道府県知事は、これらに第十七条の二第一項の規定による通知を行った通知電気工事業者が次の各号の一に該当するときは、六月以内の期間を定めてその事業

第三十四条第二項中「當むもの」の下に「(次項に規定する者を除く。)」を加え、「同項」を「前項」に、「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に改め、同項第四項中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「開始したとき」の下に「(次項に規定する場合を除く。)」を加え、「又は電気工事業」を「又は該電気工事業」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。その通知に係る事項について変更があつたとき、又は当該電気工事業を廃止したときも、同様とする。

第三十四条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項に規定する者であつて自家用電気工事のみに係る電気工事業を営むものについては、同項に掲げる規定を除き、通商産業大臣又は都道府県知事に第十七条の二第一項の規定による通知をした通知電気工事業者とみなしてこの法律を適用する。

第三十六条第三号中「第二十八条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第三十七条第一号中「第二十一条」を「第二十一条第一項、第二項又は第三項」に、「電気工事」を「自家用電気工事の作業又は一般用電気工事」に改め、同条第二号中「電気工事業者でない者に」を「電気工事を」に改める。

第四十条第一号中「第三十四条第三項」を「第三十四条第四項」に改め、同条第一号中「第二十八条第三項」を「第二十八条第四項」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十七条の二第一項、同条第四項において準用する第十条第一項又は第三十四条第五項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第四十二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十七条の二第二項若しくは第三項又は同条第四項において準用する第十二条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。
(施行期日)

第七条 旧電気工事士法の規定によつてした処

(電気工事士法の一
部改正に伴う経過措置)

第一条 第一条の規定による改正後の電気工事士法(以下「新電気工事士法」という。)第三条第一項及び第三項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から二年間は、適用しない。

第三条 第一条の規定による改正前の電気工事士法(以下「旧電気工事士法」という。)第四条第一項の規定により交付された電気工事士免状は、新電気工事士法第四条第二項の規定により交付された第二種電気工事士免状とみなす。

第四条 旧電気工事士法第六条第一項に規定する電気工事士試験に合格した者は、新電気工事士法第六条第一項に規定する第二種電気工事士試験に合格した者とみなす。

第五条 旧電気工事士法第四条第二項第二号の通商産業大臣が指定する養成施設において同号の種類は一般用電気工作物(新電気工事業法第二条第五項に規定する一般用電気工作物をいう。以下同じ。)に係る電気工事(同条第一項に規定する電気工事法第四条第一項第二号の電気工事の種類は一般用電気工作物(新電気工事業法第二条第五項に規定する一般用電気工作物をいう。以下同じ。)に係る電気工事(同条第一項に規定する電気工事をいう。以下同じ。)である旨及び新電気工事業法第四条第一項第四号の電気工事士免状の種類は第二種電気工事士免状(新電気工事士法第四条第二号の通商産業大臣が指定する養成施設において同号の通商産業省令で定める第二种電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者は、新電気工事士法第四条第四項第二号の通商産業大臣が指定する養成施設において同号の通商産業省令で定める第二种電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者とみなす。

第六条 旧電気工事士法第四条第一項の規定により電気工事士免状の交付を受けた後通商産業省令で定める電気に係る工事に關し三年以上の実務の経験を有する者又は当該電気に係る工事に關し十年以上の実務の経験を有する者であつて、施行日から起算して二年を経過するまでの間に、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の指定する者が行う自家用電気工作物(新電気工事士法第二条第一項に規定する自家用電気工作物をいう。以下同じ。)の保安に関する講習を修了したものは、新電気工事士法第四条第三項第一号に該当する者とみなす。

第七条 この法律の施行の際現に旧電気工事業法第三条第一項又は第三項の登録を受けている者であつて自家用電気工作物に係る電気工事(以下「自家用電気工事」という。)に係る電気工事業は、

分、手続その他の行為は、新電気工事士法の相当規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(電気工事業の業務の適正化に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第八条 第二条の規定による改正後の電気工事業の業務の適正化に関する法律(以下「新電気工事業法」という。)第二十一条第一項及び第三項の規定は、施行日から二年間は、適用しない。

第九条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の電気工事業の業務の適正化に関する法律(以下「旧電気工事業法」という。)第三条第一項又は第三項の登録を受けている者は、新電気工事業法第三条第一項又は第三項の登録を受けている者であつたものとみなして新電気工事業法第十条第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「変更の日から三十日以内」とあるのは、「電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二号)の施行の日から六月以内」とす

第一項又は第三項の登録を受けている者は、新電気工事業法第四条第一項第二号の電気工事の種類は一般用電気工作物(新電気工事業法第二条第五項に規定する一般用電気工作物をいう。以下同じ。)に係る電気工事(同条第一項に規定する電気工事をいう。以下同じ。)である旨及び新電気工事業法第四条第一項第四号の電気工事士免状の種類は第二種電気工事士免状(新電気工事士法第四条第一項に規定する第二種電気工事士免状をいう。)である旨の新電気工事業法第三条第一項又は第三項の登録を受けたものとみなす。

第十二条 この法律の施行の際現に旧電気工事業法第三条第一項又は第三項の登録を受けたものとみなされる者に係る同条第二項の規定の適用については、その者が旧電気工事業法第三条第一項又は第三項の登録を受けた日に新電気工事業法第三条第一項又は第三項の登録を受けたものとみなす。

第十三条 この法律の規定により同項に規定する者が引き続き電気工事業を営むことができる間は、その者に係る旧電気工事業法第三条第一項又は第三項の登録は、新電気工事業法第三条第一項又は第三項の登録を受けたときは、その都道府県知事の登録は、なおその効力を有する。

第十四条 第二項に規定する者が新電気工事業法第三条第一項の通商産業大臣の登録を受けたときは、その者に係る從前の都道府県知事の登録は、その効力を失う。

第十五条 第二項に規定する者は、新電気工事業法第三条第一項の登録を受けたときは、

第一項の通商産業大臣の登録を受けたときは、その者に係る從前の都道府県知事の登録は、その効力を失う。

第十六条 第二項に規定する者が新電気工事業法第三条第一項の登録を受けたときは、

第一項の通商産業大臣の登録を受けたときは、その者に係る從前の都道府県知事の登録は、その効力を失う。

第十七条 第二項に規定する者が新電気工事業法第三条第一項の登録を受けたときは、

第一項の通商産業大臣の登録を受けたときは、その者に係る從前の都道府県知事の登録は、その効力を失う。

第十八条 第二項に規定する者が新電気工事業法第三条第一項の登録を受けたときは、

第一項の通商産業大臣の登録を受けたときは、その者に係る從前の都道府県知事の登録は、その効力を失う。

工事業をいう。以下同じ。)を行う営業所(新電気工事業法第三条第一項に規定する営業所をいい。以下同じ。)を有しているもの(次条第一項に規定する者を除く。)については、新電気工事業法第四条第一項第二号に掲げる事項に変更があつたものとみなして新電気工事業法第十条第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「変更の日から三十日以内」とあるのは、「電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二号)の施行の日から六月以内」とす

第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「変更の日から三十日以内」とあるのは、「電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二号)の施行の日から六月以内」とす

第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「変更の日から三十日以内」とあるのは、「電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二号)の施行の日から六月以内」とす

第十二条 この法律の施行の際現に自家用電気工事のみに係る電気工事業を営んでいる建設業者は、通商産業省令で定めるところにより、施行日から六月以内に、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

第十三条 この法律の施行の際現に旧電気工事業法第三十四条第三項の規定により通商産業大臣又は都道府県知事に届出をした建設業者であつて自家用電気工事に係る電気工事業を行ふ営業所を有しているものは、通商産業省令で定めるところにより、施行日から六月以内に、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

第十四条 旧電気工事業法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新電気工事業法の相当規定によつてした処分、手續その他の行為とみなす。

第十五条 次の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 附則第十二条第二項又は附則第十三条第一項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

二 附則第十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

法人の代表者は又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。

第十六条 附則第十一条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万元以下の過料に処する。

(電気用品取締法の一部改正)

第十七条 電気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「又は電気工事士法(昭和三十五年法律第二百三十九号)第三条に規定する電気工事士」を「電気工事士法(昭和三十五年法律第二百三十九号)第二条第四項に規定する電気工事士、同法第三条第三項に規定する特種電気工事資格者又は同条第四項に規定する認定電気工事從事者」に改める。

○大木浩君登壇、拍手

近年、急速に増加しているビルなどの大型電気設備である自家用電気工作物について、工事者の電気保安の知識の不足による工事不良を原因とする事故が多発しております。

本法律案は、一般家庭の電気設備である一般用電気工作物と同様にその工事について、電気工事

○副議長(瀬谷英行君)	これより採決をいたしました。		
〔賛成者起立〕	本案に賛成の諸君の起立を求めます。		
○副議長(瀬谷英行君)	総員起立と認めます。		
よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。	本日はこれにて散会いたします。		
午前十一時五十三分散会	以上、御報告申し上げます。(拍手)		
出席者は左のとおり。			
議員			
及川	順郎君	議長	藤田 正明君
勝木	健司君		
刈田	貞子君		
橋本孝	一郎君	副議長	瀬谷 英行君
青木	茂君		
中野	鉄造君		
小西	博行君		
藤野	賢二君		
矢原	秀男君		
広中	和歌子君		
井上	計君		

昭和六十二年八月二十一日 参議院会議録第六号

議長の報告事項

一四

官 報 (外 号)

同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。
 学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(久保宣君外一名発議)(參第一号)
 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(山本正和君外一名発議)(參第二号)
 同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
 電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一号)
 商工委員会に付託
 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(第百八回国会衆第一二号)
 環境特別委員会に付託
 同日議員から次の質問主意書が提出された。
 航空機の整備並びに運航の合理化に関する質問主意書(木本平八郎君提出)
 同日議長はR・ベンカタラマン・インド大統領宛、次の祝電を発送した。
 閣下のインド大統領御就任に心より祝意を表し、あわせて閣下の御健勝と日本・インド両国友好関係の一層の発展を祈ります。
 去る七月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 文教委員
 辞任 浜本 万三君 浜本 正和君
 社会労働委員
 辞任 山本 正和君 浜本 万三君
 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第四号)
 地方税法の一部を改正する法律案(閣法第五号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第六号)
 動労者財産形成促進法の一部を改正する法律案(閣法第七号)
 外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案(閣法第八号)
 同日内閣から次の答弁書を受領した。
 參議院議員木本平八郎君提出不要電磁波の障害対策に関する質問に対する答弁書
 同日内閣を経由して公害等調整委員会委員長から、公害等調整委員会設置法第十七条の規定に基づく昭和六十一年度公害等調整委員会年次報告書を受領した。
 去る一日次の質問主意書を内閣に転送した。
 航空機の整備並びに運航の合理化に関する質問主意書(木本平八郎君提出)
 去る二日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを環境特別委員会に付託した。
 水俣病問題総合調査法案(馬場昇君外二名提出)
 (衆第二号)
 同日議員から次の質問主意書が提出された。
 在沖縄米軍基地の整理縮小の遅延に関する質問主意書(喜屋武真榮君提出)
 去る四日議長は次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
 学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(久保宣君外一名発議)
 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(山本正和君外一名発議)
 去る五日次の質問主意書を内閣に転送した。
 在沖縄米軍基地の整理縮小の遅延に関する質問主意書(喜屋武真榮君提出)
 同日内閣総理大臣から予備審査のため次の議案が送付された。
 同日人事院總裁から、國家公務員法及び一般職の職員の給与等に関する法律の規定に基づく一般職の職員の給与等についての報告並びにその改定についての勧告を受領した。
 同日人事院總裁から、國家公務員法及び一般職の職員の給与等に関する法律の規定に基づく一般職の職員の週休二日制についての報告並びに週休二

官職名	異動前記	官職名	異動後記
大蔵大臣	日本銀行	大蔵大臣	昭三・ハ・ミ
審議官	政策委員	審議官	会委員
計局次長	大蔵大臣	角谷 正彦	大蔵大臣
大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長	寺村 信行君	角谷 正彦君
大蔵大臣官房総務審議官	大蔵大臣官房総務	角谷 正彦君	角谷 正彦君
大蔵省主計局次長	大蔵省主計局次長	寺村 信行君	角谷 正彦君
同日内閣総理大臣から議長宛、大蔵大臣官房総務審議官角谷正彦君外一名(同日議長承認)を第百九回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同日内閣総理大臣から議長宛、大蔵大臣官房総務審議官角谷正彦君外一名(同日議長承認)を第百九回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同日内閣総理大臣から議長宛、大蔵大臣官房総務審議官角谷正彦君外一名(同日議長承認)を第百九回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同日内閣総理大臣から議長宛、大蔵大臣官房総務審議官角谷正彦君外一名(同日議長承認)を第百九回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
付託した。	付託した。	付託した。	付託した。
義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(佐藤徳雄君外一名提出)(衆第三号)	義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(佐藤徳雄君外一名提出)(衆第三号)	同日内閣から、参議院議員木本平八郎君提出航空機の整備並びに運航の合理化に関する質問に対する質問主意書(喜屋武真榮君提出)	同日内閣から、参議院議員木本平八郎君提出航空機の整備並びに運航の合理化に関する質問に対する質問主意書(喜屋武真榮君提出)
学校教育法等の一部を改正する法律案(中西續介君外一名提出)(衆第五号)	学校教育法等の一部を改正する法律案(中西續介君外一名提出)(衆第五号)	同日内閣から、参議院議員木本平八郎君提出在沖縄米軍基地の整理縮小の遅延に関する質問に対する質問主意書(喜屋武真榮君提出)	同日内閣から、参議院議員木本平八郎君提出在沖縄米軍基地の整理縮小の遅延に関する質問に対する質問主意書(喜屋武真榮君提出)
公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(中西續介君外一名提出)(衆第六号)	公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(中西續介君外一名提出)(衆第六号)	同日内閣から、参議院議員木本平八郎君提出在沖縄米軍基地の整理縮小の遅延に関する質問に対する質問主意書(喜屋武真榮君提出)	同日内閣から、参議院議員木本平八郎君提出在沖縄米軍基地の整理縮小の遅延に関する質問に対する質問主意書(喜屋武真榮君提出)
公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(馬場昇君外一名提出)(衆第七号)	公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(馬場昇君外一名提出)(衆第七号)	同日内閣から、参議院議員木本平八郎君提出在沖縄米軍基地の整理縮小の遅延に関する質問に対する質問主意書(喜屋武真榮君提出)	同日内閣から、参議院議員木本平八郎君提出在沖縄米軍基地の整理縮小の遅延に関する質問に対する質問主意書(喜屋武真榮君提出)
去る八日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	去る八日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	去る八日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	去る八日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員 辞任 近藤 忠孝君 下田 京子君 補欠 本平八郎君提出			

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の適用上の問題点に関する質問主意書(喜屋武真榮君提出)
 去る十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

中小企業信用補完制度に関する質問主意書（木

本平八郎君提出）

去る十八日議員から次の質問主意書が提出された。

宅配便運賃等認可制に関する再質問主意書（木本平八郎君提出）

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員喜屋武真栄君提出戦傷病者戦没者遺族等援護法等の適用上の問題点に関する質問に対する答弁書

同日内閣総理大臣から、臨時教育審議会設置法第三条第一項の規定に基づく教育改革に関する第四次答申（最終答申）の報告を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名 氏名 異動後の官職名 異動年月日

外務省国際連合局 長 遠藤 實君 中平 立 官房付 昭三・八・七

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百九回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省国際連合局長 遠藤 實君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省国際連合局長遠藤實君（同日議長承認）を第百九回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

一昨十九日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員

辞任

補欠

法律（第百八回国会閣法第四〇号、衆議院継続審査）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（第百八回国会衆第一二号）審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

不要電磁波の障害対策に関する再質問主意書（木本平八郎君提出）

同日議員から次の質問主意書が提出された。

不要電磁波の障害対策に関する再質問主意書（木本平八郎君提出）

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和六十一年度第四・四半期（出納整理期間を含まず）における予算使用的状況の報告を受領した。

昨二十日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員
木宮 和彦君 森下 泰君

昨日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案（閣法第一号）

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案（閣法第一号）

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百九回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省国際連合局長 遠藤 實君

日本航空株式会社法を廃止する等の法律案（第八回国会閣法第五九号、衆議院継続審査）

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案（閣法第二号）

日本航空株式会社法を廃止する等の法律案（第八回国会閣法第五九号、衆議院継続審査）

社会のエレクトロニクス化に伴つて電子機器から発する電磁波（不要電波、漏えい電磁波）による他の機器への障害、又その電子機器に侵入する外

様になつてきた。

例えば、工場等においてクレーンの発する不要電磁波が近くにある電子制御システムの旋盤等を誤作動させたり、ゲーム機の発する不要電磁波が列車、無線に異常を起こし、中には人身事故に至るおそれのある事態も誘発している。

これらの現象は、過去の重化学工業を中心とする高度成長時代の鉄鋼、化学工業等の発展による大気、水質の汚染や自動車、航空機によるスマッグ、騒音公害の「とく、技術、社会の進歩に伴う新しい公害問題としてクローズアップしてきている。

また昨今、新聞紙上をにぎわしている超電導材料は電気抵抗がゼロになり不要電磁波も低減するといわれているが、開発が進めば思いもかけない電磁波の障害、磁気障害が起らなくなるとも限らない。

電磁波障害の発生源の規制については、米国では連邦通信委員会の規格、西独では郵電省電気通信中央技術局及びドイツ電気技術者協会の規格が既に法制化され許容値以内の装置のみ販売が許されており、世界的にも国際無線障害特別委員会の勧告の下に統一の規制化への道を採りつつある。

我が国でも電波法、電気用品取締法等による規制のほか、各業界で自主規制の形で、これに対応しようとしている。しかし、これらは無線設備に対する障害の規制や個々の工業製品との規制であり、不要電磁波一般を規制したものではない。

世界一のエレクトロニクス大国として、本来世界に先駆けて不要電磁波対策を行うべき我が国が、西独、米国の法制化の現状に対しても自主規制の程度でよいものかどうか、疑問がある。

仄聞するところでは、規制化の遅れは通産・郵政両省の調整がつかないところに起因するともいわれているが、国内での事故防止はもとより、一つ間違えば電磁波公害の輸出にもなりかねない現状にかんがみ、今後の対応をどのように進めて行く考えなのか。以下の諸点につき、政府の見解を伺いたい。

一 電磁波障害の規制を政府はどうに考えているのか。

二 また規制の世界的現状と日本の在り方をどのように考えているのか。

三 超電導による新たな電磁波障害、磁気障害に対する、政府としてどのように研究し、対処するか。

四 超電導応用の核磁気共鳴映像法(MRI)(既に商品化)及びリニア・モーター応用の物流システム、簡易交通機関等、不特定多数の人の接遇するおそれのあるものの安全規制にはどのように対処するのか。

五 ブラウン管(CRT)等の電磁波、静電気障害の問題はどうに考えているか。また、この種の電磁波公害の問題は、ただ単にその発生源の規制を考えるだけでなく、エレクトロニクス機器側の電磁波防除のための対策を樹立する必要がある。そのためには、障害防除に有効かつ安価な素材の研究開発等が必要であるが、このような防除に関する技術の研究、開発のすべてを民間企業に依存することは困難と思われるので、政府機関の研究所で早期成果を求めて大々的、かつ本格的に取り組むべきと考えるが、政府の見解を伺いたい。

右質問する。

仄聞するところでは、規制化の遅れは通産・郵

昭和六十二年七月三十一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議員木本平八郎君提出不要電磁波の障害対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員木本平八郎君提出不要電磁波の障害対策に関する質問に対する答弁書

一について

電磁波障害に対しても、従来から必要な対策を講じてきているところであるが、近年のデジタル技術を使用した機器の普及が進む中で生じてゐる新たな態様の電磁波障害については、政府部内において研究会等を開催し、対策の在り方等について検討を進めているところであり、今後これららの検討結果を踏まえて、適切な対策を実施していくこととしている。

三について

超電導の利用によって、新たな電磁波障害が起る可能性は低いと考えられるが、今後の研究開発の動向も踏まえ、所要の検討を行っていくこととしている。

磁気障害に係る対策は、超電導によつて発生する磁気による場合も常電導によつて発生する磁気による場合と基本的には同様であるが、今後とも障害防止に必要な研究を進めていくこととしている。

一般的に小さいと考えられる。

電磁波による障害防止のための基礎的な研究に関しては、障害を受ける機器に係る研究を含め、今後とも民間企業の研究開発動向等も踏まえながら、政府の研究機関において研究を進めいくこととしている。

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十二年七月十五日

参議院議員 木本平八郎

本木平八郎

宅配便運賃等認可制に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十二年七月十五日

参議院議員 藤田 正明殿

木本平八郎

宅配便運賃等認可制に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

七月十日付の東京新聞によれば、宅配便の四件に一件は認可制の運賃を無視したダンピングであるため、運輸省は全日本トラック協会に対し、貨物流通局長名で改善勧告を行つたとのことである。

運輸省は、勧告を行つた理由として「コストを無視して値下げすると、他の利用者にその分しわ寄せする恐れもあり、消費者保護の観点からも好しくない」と説明している。このような考えに対し「認可行政にしがみついた運輸省の勝手な論理」という業界の反発が強いうえ、消費者からも「と値下がりしていいはずとの声も上つてゐることである。

運輸省も政府の行政改革推進に呼応し許認可行政を見直し、その削減廃止を推進する方針と承つてゐるが、本新聞報道の事実関係及び、自由競争等電波障害自主規制協議会により国内基準についての答申を踏まえた自主規制が実施されてゐる。

化の方向に逆行と受け取れる勧告の真意につき、次の諸点について政府の見解を伺いたい。

一 利用者にサービス内容を周知させるため指導することは有意義であるが、料金の規制は自由競争を阻害し、百害あって一利なしと断ざざるを得ないと考えるがどうか。

二 私鉄、地下鉄、モノレール、路線バス、路線トラック、国内航空路線、ヘリコプター輸送、地域自主運営バス、相乗りタクシー等の営業認可制限のため、利用者の利便が損なわれているケース（例えば京成電鉄の成田空港乗入れ、住宅団地の自主運営バスの不許可）や認可運賃が異常に高価な航空運賃、円高差益が反映されないタクシーの認可料金、更に不必要に過度と思える自動車の車検制度等、運輸行政には問題点が山積し、運輸省は最も積み残し許認可の多い役所といわれているが、どのような手順で、いつ頃を日程に事業免許及び運賃認可制に対し、抜本的なデレギュレーションを実行に移す所存なのか。明確に示されたい。

右質問する。

昭和六十二年八月七日

内閣総理大臣 中曾根康弘
参議院議長 藤田 正明殿
参議院議員木本平八郎君提出宅配便運賃等認可制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(1) 運輸省において昭和六十一年度に宅配便の

参議院議員木本平八郎君提出宅配便運賃等認可制に関する質問に対する答弁書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

サービス状況を中心として監査を実施した結果、運賃面では一部ではあるが認可運賃を上

回つて運賃を收受している実態があること、特定の企業荷主に対してのみ運賃の数量割引

が事実上行われていること、また、サービス面ではサービス内容の利用者への周知、苦情処理等について一部改善を要する事例がある

ことが判明した。このため、運輸省において、社団法人全日本トラック協会を指導する等により、昭和六十二年六月に制度化された数量割引制度の導入等による運賃面での改善、苦情処理体制の整備等宅配便輸送のより一層の適正化を図つたものである。

(2) 事業免許及び運賃又は料金の認可等の規制は、利用者が良質なサービスを安定的に受け

ることがができるようとするという運輸行政の目的を達成するために行つているものであ

り、今後とも必要なものと考える。しかし、良質なサービスを積極的に提供できるよう、必

要であると考えており、こうした認識に基づき、所要の改善措置を計画的に講じてきていたところである。

一 前記の措置について、実際に戦傷病者遺族等援護法により、障害年金、遺族年金、遺族給与金等の支給を受けている人、また戦傷病者特別援護法に基づく、療養の給付、補装具の支給等の援護措置を受けている人は何人いるか。各該当事項についてそれぞれ現在までの年度別の数及び総数を示されたい。

一 沖縄県遺族連合会、南洋群島帰還者会、大日本会沖縄支部等の関係者は、旧南洋群島及び比島における六歳未満戦没者遺族及び戦傷病者に対する、前記の援護措置を講じてもらいたいとの要望をしている。

(1) 現在のところ、サイパン、テニアン等の旧南洋群島の場合は六歳以上、比島の場合は十

昭和六十二年八月七日

高屋武真榮

参議院議長 藤田 正明殿

問題点に関する質問主意書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の適用上の問題点について

三 旧南洋群島は日本の委任統治領であったし、

またそこでの戦闘の状況は、沖縄の場合と類似性があると思われる。従つて、少なくとも同群島における六歳未満戦傷病者と戦没者遺族に対する待遇を考慮する理由があると想われる。

三 旧南洋群島は日本の委任統治領であつたし、

またそこでの戦闘の状況は、沖縄の場合と類似性があると思われる。従つて、少なくとも同群島における六歳未満戦傷病者と戦没者遺族に対する待遇を考慮する理由があると想われる。

四歳以上が援護措置の対象となつてゐるとのことであるがそれは事実か。

(2) 右が事実であるとすればこのような縁引きの根拠は何か。

(3) また、旧南洋群島の場合と比島の場合とは差があるが、その理由は何か。

三 旧南洋群島は日本の委任統治領であつたし、

またそこでの戦闘の状況は、沖縄の場合と類似性があると思われる。従つて、少なくとも同群島における六歳未満戦傷病者と戦没者遺族に対する待遇を考慮する理由があると想われる。

護の措置の対象者数は次のとおりである。

1 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)による障害年金、遺族給与金及び弔慰金の各年度の裁定者数

年 度	障害年金 (人)	遺族給与 (人)	弔慰金 (人)
昭和五七	一〇九三	一一五	一二一八
昭和五八	一四二七	一四七二	一五二九
昭和五九	一六八五	一七一六	一五九
昭和六〇	一四〇一	一四一	一四一
昭和六一	一一〇〇	一二一五	一二一五
計	三二二、一〇〇	二、一二五	二、一二五

2 戰傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第二百六十八号)による療養の給付及び補装具の支給の各年度の対象者数

年 度	療養の給付 (人)	補装具の支給 (人)
昭和六〇	一〇	五
昭和六一	一	〇
計	一一	五

(注) 療養手当の支給、葬祭費の支給及び更生医療の給付については、該當者はない。

い。療養の給付及び補装具の支給については、昭和五十九年度以前は該當者はない。

二の(1)について

戦闘参加者として認める際の一つの判断の基準として、受傷死亡当時の年齢が、サイパン、テニアン等においては原則六歳以上、フィリピンにおいては原則十四歳以上としていることは御指摘のとおりである。

軍の要請に基づき、戦闘、弾薬・食糧等の運

搬、壌の構築等に一般的にみて何歳以上の者が参加させられたかを考慮し、法律を実際に解釈運用する際の行政上の判断基準として目安となる年齢を地域ごとに決めている。

二の(3)について

サイパン、テニアン等の地域においては、一般住民の方々が軍と行動を共にし、学齢程度の子供も弾薬・食糧の運搬、炊事等戦闘行為をはう助したという事実があるが、フィリピンにおいては、幼い子供が軍の要請に基づき戦闘に參加したという実態は一般的には認められないで、基準となる年齢が異なっている。

三及び四について

二の(3)についてにおいて述べたように、各地域の戦闘の状況により、一応の判断基準となる年齢を定めているが、これらの年齢に至らない者を戦闘参加者として認めるかどうかは、個々のケースの戦闘参加の実態を踏まえ慎重に対処してまいりたい。

第三号中止誤

ペレ段行	誤	正
四 四 一 四	から 終わり	マル償
四 四 一 四	マル優	正

公的

昭和六十二年八月二十一日 参議院会議録第六号

明治二十五年三月三十日
郵便物認可

発行所
〒 105 東京都港区虎ノ門二丁目一番四号
大藏省印局
電報課
ダイヤルイン
一定価
一円
一部